

飯綱町就学援助対象経費

対象経費		
1 学用品等	(1)学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費
	(2)通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が、通常必要とする通学用品又はその購入費
	(3)校外活動費	①宿泊を伴わないもの 児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動（学校外に教育の場を求めて行なわれる学校行事としての活動）に参加するため直接必要な交通費及び見学料 ②宿泊を伴うもの 児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料（修学旅行を除く。）
	(4)体育実技用具費	①小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費 ②小学校の体育の授業を実施するため必要なスケート靴及びスキー用具レンタル費用
	(5)新入学児童・生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費
	(6)修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
	(7)通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費
	(8)クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童全員が一律に負担すべきこととなる経費
	(9)生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費

	(10) P T A会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とする P T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
	(11) 卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常制作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費
	(12) オンライン学習通信費	I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）
2	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する費用
3	学校給食費	小学校又は中学校に在学する者の学校給食に要する費用の実費